

2021年1月6日

学生の皆さんへ

学長 川久保清

2021年1月の「緊急事態宣言」再発出に当たり、本学の授業への対応について

新型コロナウイルスの感染拡大が続くなか、既に報道されている通り、政府は1月7日に一都三県を対象に「緊急事態宣言」の再発出を予定しています。本来であれば政府の発表を待ち、本学の対応を決定し、お知らせすべきですが、1月8日から、年明け後期授業が再開されます。学生の皆さん、そして先生方は、その準備が必要です。したがって、予定されている「緊急事態宣言」の内容を踏まえ、取り急ぎ、現時点での本学の対応を次の通り、お知らせします。

- ①本学としては、感染予防対策をさらに徹底した上で、12月同様の授業実施（オンライン授業、対面授業を並立させた授業実施）を継続します。
- ②ただし、授業担当の先生方にはオンライン授業を積極的に利用することを推奨します。その場合、オンデマンド形式が理想ですが、今回は同時双方向形式も認めることにします。その際は、皆さんの通信環境、受講時間の制約等に配慮し、授業を必ず録画して、kyonetに授業資料として公開することを条件とします。
- ③受講できない学生がいる場合、不利益にならないよう、課題等で対応するよう先生方に要請します。

今回の措置は、4月と異なり、「飲食でのリスクを抑えることが重要」とであるとされ、そのために限定的、集中的に対策を講じると報道されており、学校への活動休止要請はないとされています。これは、学校の教室内での感染リスクは低いという判断です。幸い、本学でも教室内での感染は確認されていません。もちろん、「緊急事態宣言」発出は、人の移動制限を大きな目的とされており、私たちは通学時の感染リスクも考慮しなければなりません。ただ、通勤通学時の車内での感染リスクも感染拡大の要因として問題視されていません。できる限りの外出自粛は必要ですが、オンライン授業に置き換えることができない授業については、それに伴う通学も含め、不要不急の外出に当たらないという判断をしたことをご理解ください。

なお、通学に際しては、マスク着用、こまめな手洗いなどの基本的な感染予防を取ることには言うまでもありません。それに加えて、授業で登校する際、通学途上での飲食、不要不急の寄り道はしないように強くお願いします。また、学内で昼食を取る場合も、友人との会話は極力控えるようお願いします。

皆さんの受講される授業や試験に関する詳細については、kyonetでそのつどお知らせします。4月の緊急事態宣言発出時とは異なり必要最小限最の対面授業が実施されますが、皆さんの感染予防を徹底した行動を心よりお願いします。

以上